

# 審 査 基 準

A－e－10

令和元年12月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第99条の3第4項
処 分 の 概 要： 教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準： 別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 10日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611 内線785-255
備 考：